

# 「建築設備工事監理報告書」の提出について

工事状況の把握の為に確認を必要としますので検査会場に対象設備のデータ等を用意下さい。  
(建築基準法施行規則第4条第1項第六号及び同第4条の8第1項第四号により提出を定める書類)

## 1 作成者及び提出者

「建築設備工事監理報告書」は、原則として**工事監理者が作成し**、提出する。

## 2 提出部数

工事完了後、工事完了検査前までに「建築設備工事監理報告書」を**2部提出**してください。  
ただし、1部は、写真、データを省略することができます。

## 3 データ等の作成方法

※測定データは測定日時・当日の天気等、測定者・立会者、測定機器名(メーカー・機器番号・更正記録等)を明記する。

- (1) 排水再利用水等を利用する二系統の給水配管については、飲料水及び排水再利用水等の**水質データ**を添付する。
- (2) 浄化槽(くみ取槽を含む)については、**漏水試験結果(24時間)**のデータを添付する。
- (3) 下記の機械換気を要する室の風量については、法定風量に対する実測風量を記入し、良否を明記した**一覧表**にする。 「申請図書設計値≦測定値・・・OK」  
①無窓居室 ②屋内駐車場 ③集会場・劇場等 ④火気使用室 ⑤24時間換気

(例) 換気風量測定一覧表

①無窓居室					
室名	給気・排気	法定風量 m <sup>3</sup> /H	測定風量 m <sup>3</sup> /H	良否	備考
1F事務所	給気	200	250	良	
④火気使用室					
室名	給気・排気	法定風量 m <sup>3</sup> /H	測定風量 m <sup>3</sup> /H	良否	備考
厨房	排気	1,200	1,250	良	

- (4) 機械排煙については、必要風量に対する実測風量を記入し、良否を明記した**一覧表**にする。

(例) 機械排煙測定一覧表

系統	室名	防煙面積 m <sup>2</sup>	必要風量 m <sup>3</sup> /分	測定風量 m <sup>3</sup> /分	良否	備考
A系	1F事務所	480	480	540	良	同時開放
	1F廊下					

- (5) 非常用の照明装置の照度については、光源の種類(白熱・蛍光灯等)を明記し、実測位置上に点灯後30分経過した照度の実測値及び光源の位置を各階平面図に記入し、さらに**一覧表**にする。

(例) 非常用照明照度測定一覧表

室名	光源の種類	予備電源の種類	測定値 lx	良否	備考
1F事務所	蛍光灯	電池内蔵	8	良	

- (6) 予備電源については、予備電源の**運転・切替えのデータ**及び**総合運転フローシート**を添付する。
- (7) 避雷設備の旧JISの場合、接地抵抗については、埋設時及び竣工時に測定し添付する。
- (8) 熱感知器、煙感知器、熱煙複合式感知器**連動関係**(防火戸、防火ダンパー、可動たれ壁等)については、系統別に**作動状況**の良否を明記する。

## 4 その他

ご不明な点がございましたら、検査申請をされる弊社支店もしくは建設地を管轄する弊社支店までお問合せください。

「建築設備工事監理報告書」は特定行政庁・地域・規模により提出を求めない場合もありますが、「設備概要」・「設備工事確認事項」は作成し、データ等と共に検査時に提示下さい。

# 建築設備工事監理報告書

年 月 日

建築物等の名称	
---------	--

工事監理者	事務所名	登録第	号
	氏名		
	資格	級建築士登録第	号
	電話		
建築設備士	氏名		
	登録番号	第	号
	電話		
工事施工者	住所		
	氏名		
	建設業許可(一般・特定)	第	号
	電話		
建築主	住所		
	氏名		

下記の建築物は、建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合して施工し、防災上、衛生上、安全であることを確認したので報告します。

建築場所			
建築確認年月日・番号	計画変更年月日・番号		
年 月 日 第 号	年 月 日 第 号		号
建築概要	構造	S, RC, SRC, W	工事種別 新築、増築、用途変更
	規模	地上 階、地下 階、PH 階	用途
	建築面積	m <sup>2</sup> 、延面積	m <sup>2</sup> 、最高の高さ m
確認通知後の設計変更 (有・無)	年 月 日 変更内容		
総合所見			

- 注) ① 工事監理に関して、建築設備士に意見を聞いた場合は、その建築設備士の名前を記入する。  
 ② 工事施工者は、原則として建築確認申請書上に記載された者とする。  
 ③ 総合所見は工事監理者の監理目標及びその結果に対する所見を記入する。

設 備 概 要

【該当事項を○で囲み、必要事項を記入してください。】

区 分		概 要				
給排水設備	給水源	水道水・井水・排水再利用水・（ ）				
	給水方法	直結・直結増圧方式・給水タンク（高架方式・加圧方式）				
	給水タンクの設置場所	地下室内・地上階室内・屋外				
	排水設備	公共下水道・合併処理浄化槽（放流・くみ取り・地下浸透）・（ ）				
	排水槽	汚水槽（ 箇所）・雑排水槽（ 箇所）				
	合併処理浄化槽	（ ）人槽・メーカー及び型式番号（ ）				
	屋内排水管・通気管の材質	鋼管・鋳鉄管・VP管・耐火二層管・（ ）				
	阻集器を必要とする箇所	駐車場・厨房・（ ）				
換気設備	換気設備の種類	中央方式・各階方式・個別方式・（ ）				
	機械換気を必要とする室	無窓居室・屋内駐車場・集会場、劇場等・火気使用室・（ ）				
	シックハウス対策換気設備	(1・2・3)種換気・（ ）				
	熱源の種類	都市ガス・LPG・電気・重油・灯油・地域冷暖房・（ ）				
	火気使用室の室名	台所・給湯室・厨房・熱源機械室・（ ）				
	火気使用室の給気口の種類	レジスター・ガラリ・給気ダクト・給排気二層ダクト				
	ダクトの材質	火気使用室	居室	便所	浴室	その他
	給湯器の種類	ガス給湯機（屋外用・開放式・半密閉式・密閉式）・電気温水器・（ ）				
	12kWを超える燃焼器具の排出方法	煙突・排気フード・（ ）				
	ガスの安全対策	ヒューズコック・Lネジ金属配管・ガス漏れ警報設備・（ ）				
防災設備	排煙設備の種類	自然排煙・機械排煙・送風機を設けた排煙・加圧防排煙・告示（ ）				
	排煙機の予備電源等の種類	発電機・ACモーター併用エンジン・（ ）				
	非常用照明装置の予備電源の種類	電池内臓・電源別置・蓄電池併用発電機・（ ）				
	非常用進入口の赤色灯	有・無				
	避雷	旧JIS JIS A4201-1992	受雷部	突針・むね上げ導体・突針むね上げ導体併用		
			引下げ導線	避雷導線・簡略法（鉄骨溶接・鉄筋溶接）		
	接地極		銅版・棒（材質 外径 長さ ）・省略法			
	雷設	新JIS JIS A4201-2003	受雷部システム	受雷部配置	回転球体法・保護角法・メッシュ法	
				受雷部構成	突針・水平導体・メッシュ導体	
			引下げ導線システム	引下げ構成	専用引下げ・構造体利用・金属工作物代用	
水平環状導体				無・有：導体施設・有：構造体利用		
備	接地システム	A型接地極	放射状・垂直・板状			
		B型接地極	環状・網状・基礎			
		構造体利用接地極				
延焼の恐れのある部分の措置	FD・鋼製ベントキャップ(100φ以下)・（ ）					

	防火区画貫通部に設ける防火ダンパーの種類	温度ヒューズ・連動ダンパー(煙感知器・熱感知器)
	防火戸等の閉鎖方式の種類	階段区画等 面積区画 異種用途・堅穴区画
	階段区画等	常閉・隋閉連動(煙感知器)
	面積区画	常閉・隋閉連動(温度ヒューズ・煙感知器・熱感知器)
	異種用途・堅穴区画	常閉・隋閉連動(煙感知器)
	ケーブル・冷媒配管等の防火区画貫通部の措置	大臣認定工法(認定番号 )・施行令・告示
	建築基準法に基づく中央管理室	有・無
その他	避難安全検証の方法	・区画避難安全検証・階避難安全検証(階)・全館避難安全検証
	避難安全検証法により適用しない規定	
昇降機	種類	エレベーター(基)・エスカレーター(基)・[ (基)]
	確認年月日・確認番号	年 月 日 ・ 第 号
	施工者(メーカー)	

## 設備工事確認事項

【確認した事項の文頭番号を○で囲むこと。】

(1)

確認事項		添付書類
共通	1 電気・水道・ガス設備が仮設でなく本設である。	
	2 敷地内外の給排水設備の接続が完了している。	
	3 設備機器等が敷地外に突出していない。	
	4 屋上突出設備（水槽・キュービクル・空調機器等）が地震等に対する転倒防止の措置が講じてある。	
給排水設備	5 施行令第9条の建築基準関係規定（水道法・下水道法・ガス事業法等）については所管官庁届等により確認している。	
	1 飲料水系と雨水利用水系又は排水再利用水系等が直接接続されていない。	
	2 給水設備（散水栓等）は吐水口空間が確保されている。	
	3 給水タンク・高架タンクの保守点検に支障ない空間が確保されている。	写真
	4 高架タンクの保守点検のための安全対策（ステージ・手すり等）の措置を講じてある。	写真
	5 雨水排水立て管は、汚水排水管・通気管等と兼用し、又はこれらの管と連結していない。	
	6 雨水排水管を汚水排水管に連結する場合は、直前にトラップ等が設けられている。	
	7 排水管の保守点検のための掃除口等が設けられている。	
	8 通気管末端の開口部と建物の出入口、窓等との離隔距離が確保されている。	
	9 排水通気用屋内設置型通気弁は、保守点検が可能な場所又は付近に点検口が設けられている。	
	10 排水槽は昭和50年建設省告示第1597号第2項第2号に基づき施工されている。	
	11 流し器具、洗面器具、浴槽の床排水等に規定の排水トラップが設けられている。	写真
	12 合併処理浄化槽が申請どおり設けられている。（工事中に型式番号判る写真）	写真
	13 合併浄化槽・くみ取り便槽が24時間漏水していない。	写真・データ
	14 給排水管、通気管が規定の材質で施工されている。	写真
	15 駐車場にオイル阻集器を設ける場合、その構造が適切である。	写真
	16 厨房の排水設備にはグリース阻集器が設けられている。	写真
17 「給湯設備の転倒防止対策」について平成12年建設省告示第1388号の第5によりアソカボルトの径、本数が規定通り設置されている。		
換気設備	1 換気設備は保守点検に支障ない位置にある。	
	2 火気使用室に規定の給気設備と排気設備が設けられている。	写真・データ
	3 居室には当該床面積の1/20以上の開口部又は規定の換気設備が設けられている。	データ
	4 機械換気を必要とする室に規定の換気設備が設けられている。	データ
	5 シックハウス対策が必要な室には規定の機械換気設備が設けられている。	データ
	6 開放型燃焼器具を設ける居室には換気上有効な開口部が設けられている。	
	7 換気ダクトが規定の材質で施工されている。	写真
	8 密閉式、半密閉式ガス器具に設けられた排気筒（煙突）には防火ダンパーが取付けられていない。	
	9 3階建て以上の共同住宅には、ガス器具に適合したガスの安全対策（ヒューズコック・Lネジ金属配管等）がなされている。	

【確認した事項の文頭番号を○で囲むこと。】

(2)

確 認 事 項		添付書類
排 煙 設 備	1 排煙を要する場所には、当該床面積の1/50以上の開口部又は機械排煙設備が設けられている。	データ
	2 送風機を設けた排煙設備その他の特殊な構造の排煙設備の場合、平成12年建設省告示第1437号に基づき施工されている。	データ
	3 附室等に設置した加圧防排煙設備の場合、平成28年国土交通省告示第696号及び第697号に基づき施工されている。	データ
	4 排煙設備のための手動開放装置が規定の高さにある。	
	5 排煙ダクトに設ける防火ダンパーは280℃の温度ヒューズを使用している。	
	6 排煙ダクトの断熱が必要な箇所にはロックウール等で被覆されている。	
	7 機械排煙設備の作動と連動して、換気、空調設備が停止する。	
	8 機械排煙設備が作動して負圧による当該区画内の避難方向への戸の開閉が支障ない。	
	9 機械排煙設備の排煙出口、附室及び乗降ロビーに設ける給気取入口は「延焼の恐れのある部分」以外に設けられている。	
非 常 用 照 明	1 非常用照明器具は必要な場所に設けられ、規定の照度がある。	写真・データ
	2 非常用照明装置は防災性能評定品である。(JIL適合マーク・評定番号)	
	3 電池内蔵形は配線が正しく行われ、蓄電池に充電されている。	
	4 電源別置形の停電検出を分電盤の廊下等避難経路の分岐回路の二次側から分岐されている。	
予 備 電 源	1 常用の電源から予備電源への切替えに支障がない。	データ
	2 耐熱規制を受けた配線、分電盤等で施工されている。	
避 雷 設 計	1 外部保護システムは設計どおり施工している	写真・データ
	2 外部保護システムの構成部材が全て良好な状態にあり、設計どおりの機能を満たしている	
	3 高さ20mをこえる部分が保護角内におさまり、接地極が地下0.5m以上の深さに埋設され、規定の接地抵抗値以下である。	写真・データ
	4 避雷導線から1.5m以内にある金属体(TVアンテナ・高架タンク等)は電氣的に接続されている。	
	5 簡略法の場合は鉄筋、鉄骨との溶接が規定どおり施工されている。	写真
そ の 他	1 外壁部で「延焼の恐れのある部分」に設けられる換気設備の開口部に防火設備(FD等)が設けられている。	
	2 換気、空調ダクトに設ける防火ダンパーが防火区画等の貫通部に取付けられている。	
	3 防火ダンパーの構造は、日本防排煙工業会の自主適合マーク等により確認している。	
	4 防火ダンパーの付近の天井には保守点検のための点検口(45cm角以上)が設けられている。	
	5 防火戸、ダンパー、可動たれ壁に連動する感知器が規定の位置に設けられ、作動する。	写真・データ
	6 配管、ダクト、配線等が防火区画等を貫通する際に、防火措置を講じている。	写真
	7 和風便器、阻集器が防火区画の床を貫通する際に、耐火被覆等の防火措置を講じている。	写真
	8 3階建て以上の建物に設ける直通階段(屋内・屋外)に直接面して換気設備の開口部が設けられていない。	
	9 屋外避難階段から2m未満に換気設備の開口部が設けられていない。	
	10 屋外階段の正面、屋外避難階段から周囲2m範囲の給湯器は扉内型である。	

【確認した事項の文頭番号を○で囲むこと。】

(3)

確 認 事 項		添付書類
昇	1 エレベーター機械室に至る通路及び階段の幅は70cm以上、高さは1.8m以上を階段の蹴上げ、踏み面は規定寸法を確保されている。	
	2 機械室及び昇降路内は、他の用途の配線・配管等が設けられていない。	
降	3 昇降路は、耐火構造等で区画され、路内には穴・隙間がなく、かつ突出物がない。	
	4 エレベーター機械室の床は、防塵塗装で仕上げられている。 また、油圧エレベーターにあつては、防油堤がある。	
	5 エレベーター機械室の壁、天井は、不燃材料等で仕上げられている。 また、天井の高さは規定以上である。	
機	6 昇降路頂部に設けられる煙感知器は、保守点検及びエレベーターの運行に支障ない。	
	7 非常用エレベーターの各階乗降ロビーの見やすい位置に、避難経路図（サイズA3以上）を掲示した。	